○公安委告示

口

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)

(商政課):

(商政課)五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)

公公告

山

○公安委公告

報

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) ………一

目

次

7月21日 (金曜日)

の間、

山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の

平成 29年

縦覧に供する。

山口県告示第二百七十九号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年七月二十一日から同年八月十日まで づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

> 工場又は事業場の名称及び所在地 名称 特定施設に関する事項 所在地 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 平成二十九年七月二十一日 種類、構造及び使用時間間隔等 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場 田辺三菱製薬工場株式会社 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号 山口県知事 村 岡 嗣 政

| 第四 | 備考 | 四七一ニ | 種類 | |
|-----------|------------|--------|---|----|
| 十七号の医薬品製造 | 四七一二」とは、水気 | 六 | 能が、一分力 | 構 |
| 業の用に供 | 質汚濁防止 | 平成二九、一 | 年 子 月 日 定 手 手 手 手 一 二 手 一 二 元 5 二 5 二 5 二 5 二 5 二 5 二 5 二 5 二 5 二 | |
| 以する混合施設を | 法施行令(昭 | 平成二九、一 | 年予工事完成 日定成 | 造 |
| をいう。 | 和四十六年 | 平成二九、一 | 年予使用開始 | |
| | -政令第 | 断 | 間使用 | |
| | 第百八十 | 続 | 時 隔間 | 使品 |
| | 八 | 五四 | 時り一の日 | 用 |
| | 号 | 時間 | 使当 間用た | の方 |
| | 別表第 | 変動 | 動季の節 | 法 |
| | 第一 | 動なし | 概的 要変 | 14 |

| 一 八八乙分十 1 | 7,21 [| 亚唯 | <u>.</u> LI | | <u>ш</u> | | н | সং | - | ŦK | | (足別) | | স্ | 20 | / 9 | |
|--------------------------|---------------------|--------|-------------|---|-------------|------|---|---------------------------------------|--------|----------|----------------|--|-------------|------------------|------|-----------------|--------------------------|
| 排 水 口 | 五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量 | 凝集沈殿施設 | | 活性汚泥処理施設 | | | 種類 | □ 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量- | 凝集沈殿施設 | 活性汚泥処理施設 | 種類類 | 一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項 | 備考(一の表の備考は、 | 四七一ニ | | 種類水 | □ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量 |
| 通水素常イ排 | 態の値及 | 処理後 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | | 項目 | る処理前 | 鋼 | 鉄筋コンクリー | 構 | び使用時設に関す | は、この表に | 七 | 常 | 素イオ | 水等の汚 |
| 常 (水素 撮 数) 大 | び排出水 | " | " | 七. 五 | 八 · 五 | 通常 | 水素イオ | 及び処理 | 鉄製 | クリート | 造 | 構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項 | いつ | t.) - | 最 大 | ン濃度 | 染状態の |
| 通ル | の量 | " | " /\ | t · | 九~八 | 最 大 | ド素旨致 オン濃度 水 | 後の汚水 | | | 能 | · | て準用する。 | 九 ≀ 三 二、 ○ | 通 | 化 水学 | 値及び汚 |
| 常最大 | | " | " | 四一 | 二七六 | 通常 | | 等の汚染状 | 七、二〇〇 | 三、四二〇 | 田力 | | | 000 | 常最() | 的酸素要 | 水等の量 |
| 大化量の通 | | " | " | 六〇 | 三九〇 | 通常最大 | 素要求量の | 態の値並び | 凝集 | 活性 | 処理の | | | 111, 000 | 大通 | 求量の浮 | |
| 常物物質 | | | " | 三四 | 九二 | 通常 | 浮遊馬 | ひに汚水等 | 沈 殿 // | 汚泥塘 | の方式 | | | 五. | 常 | 遊汚物 | |
| 大党量杂 | | 110 | " | 五〇 | 11110 | 最大 | 物質量染 | 。 の 量 | " | 連 | 間使用時 | | | <u> </u> | / | 質染量 | |
| 最 物油脂類 | | | | | | 最無 | 動植物油脂類 | | " | 続二二 | 隔間 の一 使日 | | | | 通 | 室 状 | |
| 通 窒 態 | | _ | " | Ξ | 五. | 大鱼 | 脂類 室 態 | | | 四 時 間 | 田当たり | | | | 常最(| 態 | |
| 最無の | | " | " | ======================================= | 五五 | 常量 | | | " | 変動 | 概季節的変動の | | | 四 〇 | 大 | 素 の | |
| 大 参素 | | " | " | 四 五 | 一 五 検 | 大通 | 素 | | | なし | | | | 検出せず | 通常 | 値 | |
| 信 常 撮 mg | | " | " | ○ <u>=</u> | 検出せず 検 | 常最富 | が た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 | | Ē | Ĥ. | 年 月 日 | | | 検出 | 最高 | 端 儿 | |
| 大色 | | " | " | 一 九 | 検出せず | 最大 | | | | | | | | ぜず | 大色通 | | |
| 通出水の一 | | " | " | 三、六 | =; | 通 | 汚水等の一 | | | | 年 月 日 | | | | | 水等の一 | |
| 通常 帯 最 帯 出水の一日当たりの量 | | | | 六〇一 | | 常最 | 汚水等の一日当たりの量 | | | | | | | 六 | 常最 | 汚水等の一日当たりの量(゜㎡) | |
| 大雪。 | | " | " | 三、八〇 | 11, 110 | 大 | の量 (㎡) | | mE/ | 又 | 年 月 日 | | | | 大 | 量 (m³) | |

くすのき薬局 清水歯科医院 西村薬局

周南市速玉町四番七号 宇部市大字船木六八二の

くすのき薬局

名

称療

報

杜本歯科医院 清水歯科医院

No. 1 排 水 \Box 七 五 一 三 五 一 九 五

<u>-</u>

八・九 一二・三

山口県告示第二百八十号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成二十九年七月二十一日

山口県知事

村

岡

嗣

政

H

号 玖珂郡和木町和木四丁目一四番九 周南市大字久米三四一一の八 廃 止

平成二九、 年 月

五、三

平成二七、 八五、

山口県告示第二百八十一号

口

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助の

平成二十九年七月二十一日

Щ

しんでん歯科医院 称療 機 山口県知事 関 地

指

定

年

月

日

村

圌

嗣

政

医

防府市大字新田九一五の二 周南市大字久米三四〇三の一

宇部市大字船木六八二の一

平成二九、 弋

山口県告示第二百八十二号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

保

平成二十九年七月二十一日

· <u>-</u> 〇 五 1三、六二〇

一四、四〇〇

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字横瀬仏木一八〇〇の一四 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

 \equiv

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産

部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十三号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣

政

| 下松市生野屋西 | 地 |
|-----------------------|----------|
| | 名 |
| 二丁目一二六 | 及 |
| <u>ー</u> | び |
| 四 | 番 |
| | 地 |
| | |
| 四 · · 五 · | (メートル) |
| 三六: | (メートル) 延 |
| 四平成二九、七 | 指定年月日 |
| | |
| | |



(二一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

当該届出は、平成二十九年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、 山口県商

号 2879

工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供しま

平成二十九年七月二十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

山口市葵一丁目三四〇二 プリムールあおい

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更に係る事項の概要

発株式会社
エヌ・ティ・ティ都市開 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

| | ТН | 裕 | 中川 | | 天 | 牧貞夫 | 代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の |
|---|----|---|----|---|---|-----|--------------------------|
| 後 | 更 | 変 | | 前 | 更 | 変 | 変更に係る事項 |

几 届出年月日

平成二十九年七月五日

口

五.

変更年月日 平成二十九年六月二十二日

(二一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

山

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出は、平成二十九年七月二十一日から同年十一月二十一日までの間、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 山口県商 次の

工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村 尚 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

アルク慶万店

所在地 周南市慶万町一八三三の

> 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所

代表者の氏名

発株式会社 東京都千代田区外神田四丁目一四番一号 中 ЛİГ 裕

三 変更に係る事項の概要

山口県知事

村

岡

嗣

政

| | TI | 裕 | 中川 | | 夫 | 牧貞夫 | 代表者の氏名 |
|---|----|---|----|---|---|-----|---------|
| 後 | 更 | | 変 | 前 | 更 | 変 | 変更に係る事項 |

四 届出年月日

所

代表者の氏名

中川

裕

平成二十九年七月五日

Ŧi. 変更年月日

平成二十九年六月二十二日

(二一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 二十九年三月三日山口県公告(五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日までの間、 山口県商工

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 岩国市玖珂町一一一六の一

名称

(仮称) ドラッグコスモス玖珂店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十九年三月三日山口県公告(五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、

報

2879 号

労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 から意見を聴きました。 当該意見は、平成二十九年七月二十一日から同年八月二十一日までの間、 平成二十九年七月二十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地 Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

宇部市大字東岐波一四一三の ハイパーモールメルクス宇部

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二一) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十九年七月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣

政

開発区域に含まれる地域の名称 下松市潮音町二丁目

口

開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市鐘楼町三番一号

山

三和土地建物株式会社



山口県公安委員会告示第三十三号

号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第

平成二十九年七月二十一日

Ш \Box 県 公 安 委 員 会

> 講習の日時及び場所、 講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

日時

山口県商工

という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。) 備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第 新規取得講習 平成二十九年九月四日(月曜日)から同月七日(木曜日)までの午前九時から (法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備 (昭和五十 一項の警

以下同じ。) 午後五時三十分まで及び同月八日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで 追加取得講習 (講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。

八日 平成二十九年九月七日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月 (金曜日) の午前九時から午後四時十五分まで

山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会

 (\Box)

講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第二号に規定する業務 (以下「第二号警備業務」という。

受講者の定員 三十人

講習対象者

新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

ものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書 下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係る いう。)の交付を受けている者 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 (以下「合格証明書」と 以

受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。) 当該合格証明書の交付を

項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)に合格した者 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 昭和

限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上 旧検定規則第 一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに

号

(___) 交付を受けている者であって、かつ、□のアからオまでのいずれかに該当する者 第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の

第二号警備業務に従事しているも

受講申込書の受付期間

は、受付を締め切るものとする。 平成二十九年七月三十一日 ただし、受付期間内であっても、 (月曜日) 申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき から同年八月四日(金曜日)まで

兀 受講申込書の提出先

受講申込書の提出方法 山口県内の最寄りの警察署

五.

受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

 (\Box) 則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書 条の合格証の写し、二の一のオに該当する者にあっては二級の検定に係る旧検定規 従事証明書、二の○のエに該当する者にあっては一級の検定に係る旧検定規則第八 ウに該当する者にあっては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務 業務の従事期間に関する証明書 二の○のイに該当する者にあっては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の○の 二の〇のアに該当する者にあっては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備 (以下「第二号警備業務従事証明書」という。)、

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

山

口

(<u>[][</u>]) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

七 受講手数料

白欄に貼ること。この収入証紙には、 ようとする者にあっては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余 新規取得講習を受講しようとする者にあっては三万八千円、追加取得講習を受講し 消印をしないこと。

講習の実施の委託

する。 講習は、 山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

九 その他

平成二十九年七月二十一日発行平成二十九年七月二十一日印刷

発発

行行

人所

山山

口_口 県 知^県

事庁

この講習についての問合せは、 最寄りの警察署又は山口市滝町一番 号

山口県警

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った 察本部生活安全部生活安全企画課(電話○八三−九三三−○一一○)にすること。 宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年七月二十一日

事務を担当する課の名称及び所在地 山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町

番

号

山口県知事

村 岡 嗣 政

 \equiv 落札に係る物品等の名称及び数量 交通管制センター中央処理装置 式

契約の相手方を決定した手続

三

一般競争入札

落札者を決定した日

平成二十九年六月六日

几

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

五.

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六

その他

平成二十九年四月二十八日

七

入札公告日

四百四十四万二百四円

契約担当者 山口県知事

村岡

嗣政

調達方法 借入れ

 $(\overline{\underline{}})$ 落札方式 最低価格